

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。平成29年度北上市一般会計決算における社会保障施策経費への充当状況は次のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) **6億8,970万円**

【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)を充当した社会保障施策に要した経費 **46億2,765万円**

<内訳>

(単位:万円)

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	市債	その他	社会保障財源化分の地方消費税交付金	その他	
社会福祉	重度心身障がい者医療費給付事業	15,017	6,354		4,239	1,000	3,424
	国民健康保険特別会計繰出金	53,463	29,876			5,000	18,587
	介護保険特別会計繰出金	104,354	780			49,970	53,604
	障がい児保育事業費補助金	5,869				1,000	4,869
	保育園保育実施事業	110,530	67,352		21,525	5,000	16,653
	児童手当等給付事業	153,322	129,918			5,000	18,404
	乳幼児・妊産婦医療費給付事業	12,000	4,599		214	1,000	6,187
	小計	454,555	238,879		25,978	67,970	121,728
保健衛生	妊婦・乳児個別健康診査事業	8,210				1,000	7,210
	小計	8,210				1,000	7,210
合計	462,765	238,879		25,978	68,970	128,938	